

平成28年11月

キャッシュカード規定の改訂について

平成28年11月13日より、とびあ浜松農業協同組合（以下「当組合」という）では、以下のATM取引が可能となります。

- ① 当組合のATMで、他行又は他県JAのキャッシュカードを利用したお振込
 - ② 他行又は他県JAのATMにおいて、当組合のキャッシュカードを使用したお振込み
- これに伴い、当組合では、下記規定を同日より一部改訂いたします。
また、代理人の定義として「法定代理人」の文言を追加いたします。

【対象となる規定】

キャッシュカード規定

【改訂内容の一部抜粋】

下線部の文言を追加しました。

【ICカード規定（磁気カード含む）】

1.（カードの利用）

- (1)③ 当組合、県内提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の振込を行うことができる現金自動預入支払機（以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。

6.（代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込）

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか1名に限ります。）による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名・暗証を届出てください。この場合、当組合所定の一部貯金を除き、代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。

※ 対象となる規定の改訂内容の詳細については、窓口にお問い合わせ下さい。

※ 改訂後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

とびあ浜松農業協同組合